

2-5 化学物質取扱者

グループに所属し、実際に化学物質を取り扱う場合は「化学物質取扱者（以下「取扱者」という）」となります。例えば、秘書の方が実験廃液の運搬を行う場合も取扱者になります（規則第 3 条(6)）。取扱者は、化学物質管理体制の関係者が法令等及び規則に基づいて講ずる措置に従わなければなりません（規則第 7 条）。また取扱者（特に学生）は、学生教育研究災害傷害保険又は他の災害傷害保険等に参加しなければなりません（規則第 8 条）。

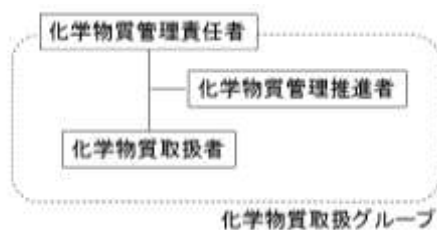


図2-2 熊本大学における化学物質管理体制（グループ内）